

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の二第一項中、「第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中、「第三十七条の十四第二十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三項中、「第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第四項中、「第三十七條の十四第二十五項又は第四十一條の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七條の十四第二十五項」に改め、「第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中、「(第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第八十条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第一項

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当等の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 同上

第四十二条の二の二第一項中、「第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第二項中、「第三十七条の十四第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第三項中、「第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七條の十四第十五項」に改め、「第四十一條の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中、「(第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一 第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第八十条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第一項

に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第四項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中、「第三十七条の十四第二十五項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「又は第四十一条の第十二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する報告書若しくは」を「規定する通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を、「第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を、「同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の」に、「通知書若しくは」を「通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中、「第三十七条の十四第二十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項第六号中、「第三十七条の十四第二十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第二十七項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始の日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与

に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第八十条第四項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中、「第三十七条の十四第十五項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「又は第四十一条の第十二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を、「第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を、「同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の」に、「通知書若しくは」を「通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中、「第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第十七項」に改め、同項第六号中、「第三十七条の十四第十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第十七項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始の日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与

承継期間の末日」を「前号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、「既に次項」の下に「において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項」を加え、「同項」を「次項」に改め、同条第三項中「同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数」と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合 経営承継期間の末日」とあるのは「場合 経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第十号までの規定中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」に、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第七項第二号中「当該経営相続承

承継期間の末日」を「前号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、「既に次項」の下に「において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項」を加え、「同項」を「次項」に改め、同条第三項中「同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数」と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合 経営承継期間の末日」とあるのは「場合 経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第十号までの規定中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」に、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第七項第二号中「当該経営相続承

継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同項第三号中「二まで」を「八まで」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」の」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、同条第十七項に改め、「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「経営相続承継受贈者」との下に「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二十六項」を「第七十条の七の三十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の七の第二十五項」を「第七十条の七の第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の七の第二十三項」を「第七十条の七の第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二十二項」を「第七十条の七の二十七項」に、「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十

継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同項第三号中「二まで」を「八まで」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」の」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、同条第十七項に改め、「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「経営相続承継受贈者」との下に「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」と、「特例非上場株式会社等」とあるのは「特例相続非上場株式会社等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」とを「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二十六項」を「第七十条の七の三十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の七の第二十五項」を「第七十条の七の第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の七の第二十三項」を「第七十条の七の第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二十二項」を「第七十条の七の二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次

四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等（）」とあるのは「特例相続非上場株式等（）」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時ににおける」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と、同条第二十三項中「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 省 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ・ロ 省 略

ハ 第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等」を削る部分及び「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一

に次の一項を加える。

13 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等（）」とあるのは「特例相続非上場株式等（）」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時ににおける」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 同 上

一 五 同 上

六 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等」を削る部分及び「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一

ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七條の十二の改正規定、同法第三十七條の十二の二の改正規定、同法第三十七條の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十三の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第三十七條の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七條の十五の改正規定、同法第三十七條の十六を削る改正規定、同法第三十八條の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第一項中「第三條第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三條第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一條の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一條の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二條の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからりまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定、同法第四十二條の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除

ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の七第二項の改正規定、同法第九条の八第一号の改正規定、同法第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七條の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七條の十一の六の改正規定、同法第三十七條の十二の改正規定、同法第三十七條の十二の二の改正規定、同法第三十七條の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十三の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第三十七條の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七條の十五の改正規定、同法第三十七條の十六を削る改正規定、同法第三十八條の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第一項中「第三條第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三條第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一條の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一條の二十の二第二項第三号の改正規定、同法第四十二條の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからりまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二條の二の二の改正規定、同法第四十二條の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除

く。)、同法第六十七條の十七の改正規定(同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五條の三第四項第一号」を「第五條の三第四項第七号」に改める部分を除く。)、同法第六十七條の十八を削る改正規定、同法第八十條第二項の改正規定並びに同法第九十七條の二第三十項の改正規定並びに附則第十九條から第二十一條まで、第二十二條第一項から第五項まで、第二十二條の二から第二十九條まで、第四十二條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十六條から第五十八條まで、第七十二條、第七十三條及び第一百一條の規定

二 省 略
七 十 省 略

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條の二 新租税特別措置法第六條第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六條第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)
第六十三條 連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八條の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第四十二條の四の二(第七項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第六十八條の九	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九の二第一項
-----	---------	--

く。)、同法第六十七條の十七の改正規定(同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五條の三第四項第一号」を「第五條の三第四項第七号」に改める部分を除く。)、同法第六十七條の十八を削る改正規定、同法第八十條第二項の改正規定並びに同法第九十七條の二第三十項の改正規定並びに附則第十九條から第二十一條まで、第二十二條第一項から第五項まで、第二十三條から第二十九條まで、第四十二條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十六條から第五十八條まで、第七十二條、第七十三條及び第一百一條の規定

二 同 上
七 十 同 上

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)
第六十三條 同 上

同 上	同 上	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)以下この項において「平成二十五年改正法」という。附則第七十五條の規定によりなお
-----	-----	---

第十三項						
省略	省略	第六十八條の九の二第八項第七号	第六十八條の九の二第八項第三号	前条第十一項	第六十八條の九第一項	
省略	省略	旧租税特別措置法第六十八條の九の二第八項第七号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八條の九の二第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第十一項	同法第六十八條の九第一項	

同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	旧効力連結措置法第六十八條の九の二第八項第七号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の九の二第八項第三号	新租税特別措置法第四十二條の四第十一項	平成二十五年改正法第八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九第一項	その効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九の二第一項

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第六十八条の九の二(第七項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前条第一項
同条第十一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第一項
次条第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(第十三項において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九第十一項
	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「旧租税特別措置法」という。)第六十八条の九の二第八項第三号

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七十五条 同上

同上	前条第一項
同上	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八十八条の規定による改正後の租税特別措置法(第十三項において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の九第一項
	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の九の二第八項第三号

	第十三項			
次条第八項第七号	省略	省略	旧租税特別措置法第六十八条の九の二第八項第七号	
	省略	省略	省略	
	(同法第六十八条の九の二第七項(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替へて適用する場 合を含む。)に 「と	(旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替へて適用する場合を含む。) に「と、「第六十八条の九第十一項に 「とあるのは「第六十八条の九第十一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)に「と		

(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置)
 第八十六条 省略
 2・3 省略
 4 次に掲げる者は、その者の選択により、新租税法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 一〇三 省略

	同上			
同上	同上	同上	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号	
	同上	同上	同上	
	に「とあるのは「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額) (旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項	に「とあるのは「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額) (旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項		

(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置)
 第八十六条 同上
 2・3 同上
 4 次に掲げる者は、その者の選択により、新租税法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 一〇三 同上

5 〽 7 省 略

8 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〽三 省 略

9 〽 11 省 略

12 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第四号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〽三 省 略

13 〽 15 省 略

5 〽 7 同 上

8 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〽三 同 上

9 〽 11 同 上

12 次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一〽三 同 上

13 〽 15 同 上